

令和7年度 京都市 高齢者 带状疱疹 定期予防接種について

予防接種法に基づく定期接種として下記のとおり実施いたします。

- 1 対象者 次の①から③のいずれかの要件に該当し、接種を希望する方
- ① 令和7年度に 65 歳を迎える京都市民の方
- ② 満 60 歳～ 64 歳の京都市民で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方
- ③ 令和7年度から令和 11 年度までの 5 年間の経過措置として、その年度内に 70、75、80、85、90、95、100 歳となる方（100 歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象となります。）
- 2 実施時期 通年
- 3 実施場所 京都市予防接種協力医療機関
- 4 接種方法 予防接種協力医療機関にて予約方式で行います。
接種日当日には、年齢の分かるもの（マイナンバーカード等）をお持ちください。
- 5 料 金 生ワクチン： 4,000 円
不活化ワクチン： 18,000 円／回
不活化ワクチン接種の場合、2 回接種のため料金は計 36,000 円となります。
ただし、生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者は生活保護等受給証明書を提出することにより接種費用が無料になります。

带状疱疹とは

带状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。带状疱疹は、70 歳代で発症する方が最も多くなっています。

带状疱疹ワクチンとは

带状疱疹ワクチンには生ワクチン（阪大微研：乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」）、不活化ワクチン（GSK 社：シングリックス）の 2 種類があり、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なっていますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

		生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」)	不活化ワクチン (シングリックス)
接種回数 (接種方法)		1 回 (皮下に接種)	2 回 (筋肉内に接種)
接種間隔		—	通常、2 か月以上の間隔を置いて 2 回接種 ※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を 1 か月まで短縮できます。
交接種		不可（いずれか片方のワクチンのみ）	
予防効果	接種後 1 年時点	6 割程度	9 割以上
	接種後 5 年時点	4 割程度	9 割程度
	接種後 10 年時点	—	7 割程度

※合併症の一つである、带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後 3 年時点で、生ワクチンは 6 割程度、不活化ワクチンは 9 割以上と報告されています。

带状疱疹ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、不活化ワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

主な副反応の発現割合	生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」)	不活化ワクチン (シングリックス)
70%以上	—	疼痛*
30%以上	発赤*	発赤*、筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感*、熱感* 腫脹*、疼痛*、硬結*	頭痛、腫脹* 悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感*、倦怠感、その他の疼痛

* ワクチンを接種した部位の症状

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの带状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、生ワクチン（「ビケン」）については、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

予防接種を受けた後の注意

- 1 ワクチン接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- 2 注射した部位は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。
- 3 当日の激しい運動は控えるようにしてください。

健康被害救済制度について

定期の予防接種により引き起こされた副反応により、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種により引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を国の審査会にて審議され、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

ご 注 意

以下の項目に該当する方は、接種できません。

- ①接種前に発熱を呈している方、重篤な急性疾患に罹っている方
- ②それぞれの予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方
- ③【生ワクチンの場合】病気や治療によって、免疫が低下している方

以下の項目に該当する方は、接種に注意が必要です。

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ②予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- ③けいれんを起こしたことがある方
- ④免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤带状疱疹ワクチン（生ワクチン、不活化ワクチン）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方
- ⑥【生ワクチンの場合】輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上を置いて接種してください。
- ⑦【不活化ワクチンの場合】筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。

(制度概要や協力医療機関のご案内)

○ 京都いつでもコール

TEL:075-661-3755/FAX:075-661-5855

(制度の詳細や带状疱疹の症状、ワクチンの詳細や副反応等についてのお問合せ)

○ 京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課

TEL:075-222-4421/FAX:075-708-6212

【おかけ間違いにご注意ください。】

お
問
合
せ



(詳しくはこちら)